

国住昇第11号
平成24年11月13日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

シンドラーエレベータ（株）製エレベーターの緊急点検について

平成24年10月31日（水）に、石川県金沢市の「アパホテル（金沢駅前）」のエレベーターにおいて、従業員が戸開走行によりかごと乗り場に挟まれ死亡するという事故が起きたことは誠に遺憾です。

事故原因については現在調査中ですが、当該エレベーターには戸開走行保護装置は設置されておらず、当該エレベーターに何らかの不具合が発生したことにより戸開走行が起きたものと考えられます。

つきましては、シンドラーエレベータ（株）（以下「シンドラー社」という。）製エレベーターについて、緊急に点検を実施することとしましたので、下記により適切に対処されるようお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いします。

記

1. 対象となるエレベーターの確定

特定行政庁は、シンドラー社から提供のあったリスト（別紙1（略））について、特定行政庁に保存されている定期検査報告書等と照合の上、緊急点検の対象となるエレベーターを確定すること。

2. 所有者等への通知

（1）特定行政庁は、建築基準法第12条第5項に基づき、緊急点検の対象となるエレベーターの所有者等に対し、昇降機検査資格者等（以下「資格者」という。）に別紙2の事項に関する緊急点検を実施させ、点検の結果を、各部位毎に点検を実施している時の写真等点検が適切に行われていることが確認できる資料を添えて、別紙様式3（略）にて特定行政庁に報告するよう通知すること。

（2）点検者についての指示事項

- ① シンドラー社の資格者が点検を行う場合には2名の資格者が行うこととし、署名、捺印をすること。
- ② 事故機と同型の巻上機（W250型）を有するエレベーターについては、第三者の資格者が点検に立ち会い点検の状況を確認すること。（2名の資格者のうち1名を第三者の資格者とする可とする。）
- ③ シンドラー社以外が保守しているものについても、保守事業者内部の資格者が点検を行う場合は2名の資格者で行うこととし、署名、捺印をすること。

3. 要是正等と判定された項目がある場合の措置

- (1) 特定行政庁は、点検結果について要是正と報告された場合は、安全が確認されるまで当該エレベーターの運転を停止させるとともに、速やかに是正するよう指導すること。なお、指導に従わない場合には、必要に応じて建築基準法第9条第1項に基づき是正を命じる等、適正な状態になるよう必要な措置を講じること。
- (2) 特定行政庁は、点検結果について異常有りと報告された場合は、異常有りと判定された事項と機器の作動の不具合との関連について、建築基準法第12条第5項に基づき報告を求め、機器の不具合が生じるおそれがあると判断される場合には是正させること。
- (3) 特定行政庁は、検査事項②のブレーキパッドの厚さの状況が要重点点検と報告された場合は、1ヶ月ごとにブレーキパッドの状況を点検させ、建築基準法第12条第5項に基づき報告を求めること。

4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、点検結果について、管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、(1)から(3)のエレベーターの分類により下記の日までに、別紙様式4(略)及び別紙様式5(略)により当職まで報告すること。

- (1) 事故機と同型の巻上機(W250型)を有するエレベーター84台

: 平成24年12月4日(火)

- (2) 事故機と基本構造が同じ巻上機(W型系列)を有するエレベーター

: 平成24年12月25日(火)

- (3) (1)及び(2)以外のもの

: 平成25年3月14日(木)